

防災基本計画における業務(事業)継続計画の位置付け

我が国の災害対策の体系においては、業務(事業)継続計画に関する規定が、防災基本計画に位置付けられている。

防災基本計画

災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議(会長:内閣総理大臣)が作成する、我が国の防災に関する基本的な計画。我が国において防災上必要とされる施策の基本について、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を定めている。

企業の事業継続計画に関する記述

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

国、地方公共団体等の業務継続計画に関する記述

国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

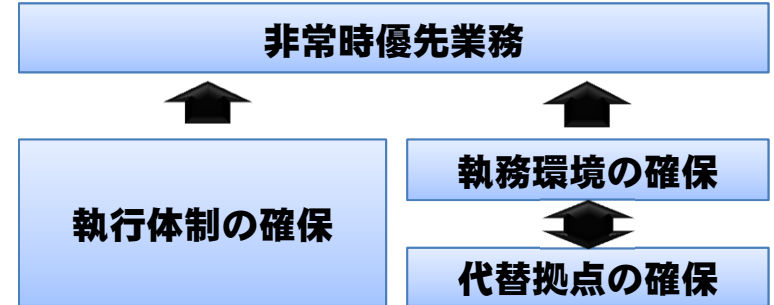
政府業務継続計画の策定の方向性

- 平成19年6月 内閣府防災において「**中央省庁業務継続ガイドライン**」を策定。首都直下型等大規模地震に備え、各省庁に対して業務継続計画の策定を促進。ほぼ全省庁で業務継続計画を作成済み。



しかし、

- (1) 非常時優先業務の絞込みが不十分、各省庁で不整合
- (2) 非常時優先業務を担当する職員の参集体制が不十分
- (3) 電力等のライフラインや物資の備蓄等が不十分
- (4) 震ヶ関地区が麻痺した場合のバックアップが不十分



- 平成24年5月 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた**当面の取組方針（局長級申合せ）**
 - ①非常時優先業務の絞込み、②部局横断的な業務の応援体制の構築、③1週間程度の自家発電設備、④食料、水等の3日以上以上の備蓄 等



- 平成24年7月 防災対策推進検討会議・**首都直下地震対策検討WG中間報告**
 - ①政府全体としての業務継続方針、業務継続計画の策定
 - ②国から事業者までの一貫した事業継続体制の構築 等



速やかに政府全体の業務継続計画を策定

立法府及び司法府に対しても、業務継続計画の策定を要請

政府業務継続計画(案)の概要

1. 総則

(1) 目的

- 本計画は、首都直下地震発生時等における政府としての非常時優先業務を定め、これに必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、首都中枢機能並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的。

(2) 位置付け（省庁業務継続計画等との関係）

- 本計画は、非常時優先業務の継続に係る省庁横断的な事項を定めるとともに、各省庁の業務継続計画（以下「省庁業務継続計画」）の作成の基準となるべき事項を定めるもの。各省庁は、本計画に基づき、省庁業務継続計画を作成。

2. 被害想定

- 各省庁は、首都直下地震対策検討WGから示される予定の「首都直下地震の被害想定」に基づき、省庁業務継続計画を作成。

3. 政府必須機能

- 首都直下地震発生時等において維持すべき政府必須機能は、次のとおり。
 - ①内閣機能 → 司令塔としての機能
 - ②災害応急対策機能 → 被災地を対象とした機能
 - ③国民生活安定機能、④金融・経済機能、⑤防衛・警察機能、⑥外交機能 → 全国を対象とした機能

政府業務継続計画(案)の概要

4. 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の範囲

- 非常時優先業務は、①政府必須機能に該当する業務であって、中断又は一週間以上遅延した場合に国内外の経済社会に深刻な影響を及ぼすものであり、かつ、②本省等において非常時の判断を的確に行うことが求められる業務とすること。
- 非常時優先業務を例示すれば、次のとおり。

内閣機能	閣議運営、法令解釈・審査・制定、予算作成、内閣の重要政策、行政各部の施策統一
災害応急対策機能	緊对本部運営、消防水防、救難救助、応急復旧、保健衛生、社会秩序維持、緊急輸送
国民生活安定機能	食料供与、食品安全性確保、水供給、生活必需品確保、電気・ガス・熱・燃料供給、情報通信・放送、気象等予報、原子力安全確保
金融・経済機能	信用秩序維持、決済確保、市場取引確保、物価安定、外国為替安定、輸送確保、航空交通管制
防衛・警察機能	防衛・警備、巡視警戒、暴動鎮圧、テロ防止、犯罪捜査・逮捕・留置、出入国管理、要人警護
外交機能	安全保障外交、外国政府・国際機関等と交渉・協力(駐日外国公館支援を含む)、領事事務

(2) 各省庁の非常時優先業務

- 各省庁は、省庁業務継続計画において、(1)の非常時優先業務に該当するもの(例えば、上記表に掲げる業務)を当該省庁の非常時優先業務として規定。
- この場合に、各省庁は、参集要員等による制約を考慮。
- 各省庁は、非常時優先業務の開始・回復時期の目標を、一箇月を目途に時系列で整理。

政府業務継続計画(案)の概要

5. 執行体制

- 各省庁は、次により、非常時優先業務及び当該業務を円滑に遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務(以下「非常時優先業務等」)を担当する職員の執行体制を確保。

(1) 総合調整等の体制

- 内閣府は、各省庁が実施する非常時優先業務等についての総合調整、情報の収集及び分析並びに広報を担当。

(2) 職務代行

- 各省庁は、首都直下地震発生時等の職務代行について、非常時優先業務等ごとに省庁業務継続計画に規定。

(3) 参集要員

- 各省庁は、非常時優先業務等を担当する職員を首都直下地震発生時等にあらかじめ定められた時間及び場所に参集する要員(以下「参集要員」)として確保。
- 各省庁は、緊急を要する参集要員について、参集場所の近傍宿舎への優先入居等を措置。
- 各省庁は、参集要員について、氏名、担当する非常時優先業務等、参集場所等を記載した名簿を作成。参集要員に対し、名簿記載内容を周知。
- 各省庁は、参集要員への参集指示等に係るシステムの構築に努力。

6. 執務環境

- 各省庁は、次により、非常時優先業務等を実施するための執務環境を確保。

(1) 庁舎の耐震安全化

- 各省庁は、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」(平成22年、国土交通省大臣官房官庁営繕部)に基づき、震ヶ関地区の庁舎の耐震安全性を確保。

(2) 電力

- 各省庁は、電力供給の多重化を措置。また、非常時優先業務を一週間程度継続するために必要な非常用発電設備の燃料等を確保。

(3) 通信・情報システム

- 各省庁は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等を措置。また、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン(第2版)」(平成24年、内閣官房)に基づき、非常時優先業務に係る情報システムのバックアップシステムを確保。

(4) 物資の備蓄

- 各省庁は、その庁舎等において、少なくとも職員の三日分の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資を備蓄。

7. 代替拠点の確保

(1) 個別の代替拠点

- 首都直下地震発生時等における各閣僚の参集場所は、官邸危機管理センターとされ、同センターが使用できない場合は、次の順序に従い被災状況等を勘案して定めることとされている。内閣府は、各閣僚及び緊急災害対策本部事務局が当該場所に移転し、職務を行う際の具体的なオペレーションを整理。
 - ①内閣府(中央合同庁舎第5号館)
 - ②防衛省(中央指揮所)
 - ③立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)
- 各省庁は、震ヶ関地区の庁舎が使用できない場合に備え、各自、代替拠点を確保。

(2) 過酷事象の代替拠点

- 内閣府は、過酷事象により、全ての省庁が震ヶ関地区で業務継続を図ることが困難となる事態を想定し、東京圏内の地区(立川広域防災基地、さいたま新都心)のほか、東京圏外の都市(札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等)を対象に、代替拠点を確保するための調査を実施。
- この場合に、代替拠点へ移転する規模、期間、代替拠点における既存施設の活用による執務環境の確保等の具体的なオペレーションを整理。

8. 首都直下地震発生時等の対応

- (1)参集要員の行動、(2)職員の安否、庁舎の損壊等の確認、(3)非常時優先業務等の実施、(4)職員の調整、(5)帰宅困難者への対応、(6)代替拠点への移転等について規定。

政府業務継続計画(案)の概要

9. 訓練、評価及び計画の見直し

- 政府は、本計画に係る訓練及び評価を行い、本計画を見直し。また、各省庁は、同様に省庁業務継続計画を見直すよう、当該省庁業務継続計画に規定。

10. 地方公共団体、指定公共機関及び民間事業者との連携

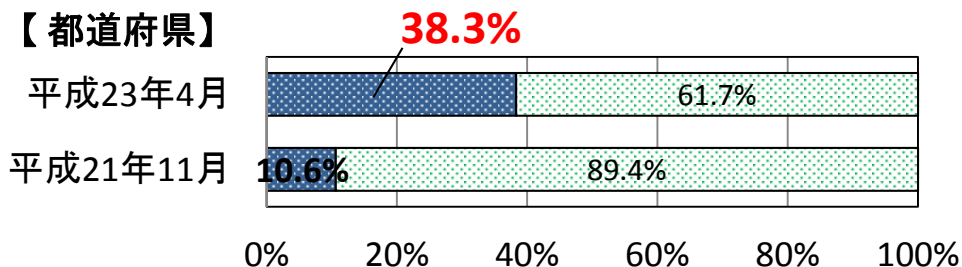
- 各省庁は、省庁業務継続計画に基づき非常時優先業務を実施するに当たり、地方公共団体、指定公共機関及び民間事業者と連携。

地方公共団体BCPの策定率の向上

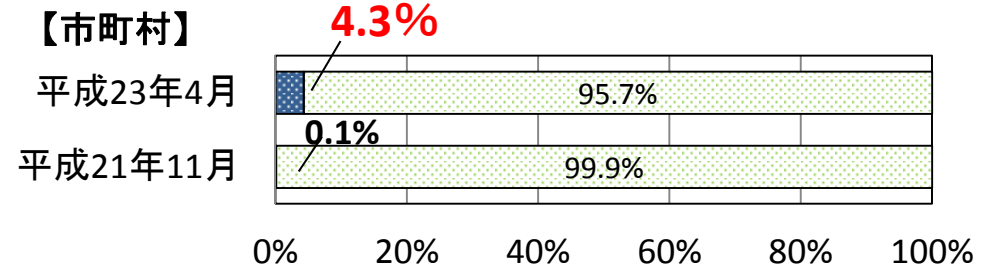
現況

内閣府は、平成22年に地方公共団体の業務継続の「手引きとその解説」を作成し、地方公共団体におけるBCPの策定促進を図っているが、策定率は依然として低位。

【都道府県】



【市町村】



出典：平成21年11月地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
平成23年4月地方自治情報管理概要（平成24年3月）総務省自治行政局地域情報政策室調査

■ 策定済

策定率が低い要因

①必要性が十分に認識されていない、②人員の不足、③知見の不足



地公体BCPの策定率向上

- ① 「手引きとその解説」への次の内容の盛り込み
 - a. 東日本大震災における地方公共団体の庁舎・職員の被災実例等の周知により、BCP策定の意義の理解を促進
 - b. BCPを策定する庁内体制や、団体規模別の優良なBCPの事例紹介
- ② 全国の都道府県及び市町村に対する説明会の開催
- ③ 都道府県及び市町村におけるBCPの策定状況の周知

企業・団体BCPの方向性

現況

内閣府は、平成17年以降、「事業継続ガイドライン」とその関連図書により、企業等におけるBCP策定及び運用の指針を提示。現在、BCP策定率は堅調に推移。

※ 大企業:19%⇒28%⇒46%、中堅企業:12%⇒13%⇒21%（平成19,21,23年度）＜出典:内閣府 企業の事業継続の取組に関する実態調査(平成24年3月)＞

しかし、東日本大震災やタイ水害では、①BCPの陳腐化、②人材不足等により、BCPを活用できない状況が発生。③サプライチェーン途絶等により、個別のBCPのみで対応できない状況も顕在化。

現況	必要な対応	課題	施策
①BCPの陳腐化	平時からの取組(BCM)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の理解不足 (目的や実施方法、さらには具体例が分からないなど) ・動機付けの不足 (体制維持や人材確保が困難、企業間の意識差が発生など) 	A. ガイドライン等の充実 B. 取組への意識や目標の共有化
②人材不足			
③個別BCPの限界	サプライチェーン等での連携の促進		

①ガイドライン等の充実

引き続き、「事業継続ガイドライン」と関連図書の拡充と説明会等により、BCP策定率の向上、BCMの推進及び企業連携の推進。

- ・「BCM連携訓練の手引き」策定 (平成24年度)
- ・「事業継続ガイドライン」改定 (平成25年度)
- ・「事業継続ガイドライン解説書」改定 (平成25年度)
- ・「事業継続事例集」策定 (平成25年度)

②取組への意識や目標の共有化

取組効果やスキルの定量的な評価指標を開発し、意識や目標を共有化することで、動機付けの強化。

1. BCP/BCMの効果を定量的に評価する測定指標の開発
2. 組織・人材のスキルを定量的に評価する測定指標の開発
3. 測定結果が社会的に評価される仕組の構築 (平成26年度予定)

官民連携した業務・事業継続の具体計画

企業・団体の事業継続のうち、例えば食料、燃料のサプライチェーン等については、国全体への影響が大きいため、個別企業等のBCPのみならず、官民連携した取組が必要。

現況

事業継続を目的とした官民連携は、一部の業界と所管省庁との間、一部の地区内で取り組まれている。

【先行的な取組例と課題】

災害時石油供給連携計画(石油備蓄法)

- ① 大手石油元売各社間の操業継続可能な製油所・油槽所や在庫量等に関する情報共有
- ② 共同オペレーション(操業継続可能な施設の共同利用や石油輸送の協力)等

石油業界と経産省等の連携枠組みに加え、インフラや物流円滑化等に係る関係省庁等との連携が必要

東京港の震後行動計画(東京港連絡協議会)

- ① 東京港関係者(港湾管理者、船主、港運会社、陸運会社等)間の情報連絡・共有
- ② 発災後の緊急物資輸送や国際コンテナ物流に関する関係者の行動と目標実施時間等

港湾関係者の計画にとどまり、荷主やライフライン事業者等との連携が必要

官民連携した具体計画の策定等

連携主体や連携内容の更なる広がりが不可欠

大規模災害時にも事業継続が必要な機能(重要物資に係るサプライチェーン等)ごとに、業界・企業グループのみならず、官民が共同で参画する協議会を組織し、

① 次の事項を内容とする具体計画の策定

- ア 重要物資の輸送・供給に係るインフラ・ライフライン(道路、港湾等)の強化
- イ 重要物資の供給拠点等の復旧、その輸送・供給の体制確保に係る資機材の官民融通
- ウ インフラ・ライフラインの被災・復旧に係る情報連絡・協力体制
- エ 重要物資の輸送・供給に係る優先順位付けの考え方等

② 次の事項について協議・検討

- ア 民間企業が緊急要請に応じて物資供給等する際の売掛金回収・保証の仕組み
- イ 大規模災害時にも円滑な物流を図るための制度的課題等